

寝屋川市みんなのまち基本条例 検 証 報 告 書

令和 8 年 7 月

寝屋川市みんなのまち基本条例
検 証 会 議

目 次

1 はじめに	1
2 市政の推進（取組）	2
(1) 市民協働（第4条・第5条）	2
(2) 安全・安心の向上（第6条）	3
(3) 情報の発信・情報公開（第7条・8条）	4
(4) 個人情報保護（第9条）	5
(5) 市民活動への支援（第10条）	7
(6) 市民参画（第11条）	7
(7) 市政運営（第19条）	9
(8) 財政運営（第20条）	10
(9) 行政評価（第21条）	11
(10) 行政手続（第22条）	11
(11) 法令遵守（第23条）	12
(12) 国、他の自治体等との連携（第24条）	12
3 条文の検証	15
(1) 検証に当たっての視点	15
(2) 条文の検証	16
4 条例と他例規との整合性	21

参考資料

1 はじめに

市では、平成 20 年 4 月に、市における自治の基本理念や市民、議会、行政のそれぞれの役割と責務など、自治の基本ルールを定めた「みんなのまち基本条例」（以下「条例」といいます。）を施行し、みんなが誇れる住みよいまちの実現に向けた取組を推進してきました。

条例第 27 条には、条例が時代の変化に対応した、より良いものとなるよう、「市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨にのっとって検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。」と規定しています。

平成 24 年度には、条例の施行後初めての検証を行い、地域協働に関する規定（第 4 条第 2 項）及び安全・安心の向上に関する規定（第 6 条）を追加しました。また、平成 29 年度の検証では、第 6 条（安全・安心の向上）において、「災害、防災力」に加え、「犯罪、防犯力」について規定するとともに、総合計画について議会の議決を経て基本構想を定める旨の規定（第 19 条第 2 項）を追加するなどの改正を行いました。令和 4 年度の検証では、前文において持続可能な社会に関する文言の更新と合わせて、多様性に関する記述を追加するとともに、第 6 条（安全・安心の向上）において、「健康危機」、「健康危機対応力の強化を図ること」を、第 9 条（個人情報保護）において、個人情報の適正な取扱いをそれぞれ追加するなどの改正を行いました。

前回の検証以来、人口減少の進行による地域コミュニティの担い手不足、DX・生成 AI 技術の急速な進展、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化など本市を取り巻く環境は大きく変動しています。

本書では、令和 8 年度に開催予定のみんなのまち基本条例検証委員会による条例検証に向けて、市民参画、協働に関する取組状況等を確認するとともに、条例が社会情勢の変化に対応できているか等の視点から行った庁内での検証内容を取りまとめました。

2 市政の推進（取組）

(1) 市民協働（第4条・第5条）

市の次代につなげる発展のためには、市民・地域・団体・事業者・行政等それぞれが力を発揮し、共に助け合い、共に発展することが重要です。

本市における市民相互の協働（第4条関係）については、自治会を始め、地域活動団体やNPO法人など多様な主体がまちづくりに参画しています。平成27年4月には、市内全小学校区において地域協働協議会が設立され、住民や団体が協力・連携し、防災、福祉、環境美化など地域の課題を解決するための活動を行っています。

市民と行政の協働（第5条関係）については、令和7年度に市内地域エリアの商店主、まちづくり会社、金融機関など様々な参加者とともに、商店街・まちのブランディングを考える地域まるごと実践型ワークショップを開催しました。

今後とも、活力ある地域づくりのため、協働の取組を一層推進していくことが必要です。

【令和4年度から令和7年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

- ・ 転出入モニターアンケートの実施（令和4年度）
- ・ 人として当たり前に生きる権利を考えるつどいの開催（令和4年度～）
- ・ ねやがわパークの開催（令和4年度～）
- ・ 消防団屯所の運営費等補助（令和5年度）
- ・ 寝屋川エンジョイマラソンの開催（令和5年度～）
- ・ 寝屋川市駅周辺リニューアルアンケート調査（令和6年度）
- ・ 商店街・まちのブランディングを考える地域まるごと実践型ワークショップの開催（令和7年度）
- ・ 自治会への災害備蓄品購入の支援（地域コミュニティ活性化推進条例関連）（令和7年度）
- ・ 自治会デジタル化促進事業（地域コミュニティ活性化推進条例関連）（令和7年度）

(2) 安全・安心の向上（第6条）

市では、「国土強靱化地域計画」及び「地域防災計画」に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図っています。また、家庭用防災用品の購入補助や総合防災ガイドブックの全戸配布、防災備蓄センターの整備など、ソフト・ハードの両面から防災・減災対策に取り組んできました。

地域では、自主防災組織を中心に自主的な防災訓練の実施等に取り組むとともに、平成 29 年度から校区自主防災協議会と地域協働協議会（安全安心部会）を統合し、より効果的な防災活動を推進しています。また、平成 30 年度までに、全 24 小学校区において、避難所開設・運営マニュアルが作成されました。

また令和 6 年 11 月には、発生が予測される南海トラフ巨大地震に備えて、地域の自発的な「自助」「共助」の取組を強化することを目的として地域協働協議会が中心となり、市初となる全市一斉訓練の市民大訓練が実施されました。

防犯の取組として、令和 2 年度末までに市内に設置した 2,000 基の防犯カメラの運用や小中学校の夏季・冬季休業期間等の夜間防犯パトロールなどを通じ、市民の安全・安心の向上や犯罪抑止に努めるとともに、令和 7 年 7 月には寝屋川市における暴力団の排除を積極的に推進することを目的として、暴力団事務所の開設及び運営の禁止などについて定めるため、寝屋川市暴力団排除条例の一部改正を行いました。

今後とも、安全・安心の向上のため、市民・地域・団体・事業者・行政等が協力し、それぞれの立場でその役割を果たしていくことが必要です。

【令和 4 年度から令和 7 年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

〔防災関係〕

- ・ 防災行政無線（同報系）サイレン放送の導入（令和 4 年度）
- ・ 防災行政無線の更新（令和 5 年度～）
- ・ 東大利町（A 街区）防災街区整備（令和 5 年度～）
- ・ 避難所鍵 BOX（自動開錠機能付き）の設置（令和 6 年度）

- ・市民大訓練の実施（令和 6 年度）
- ・指定避難所へのワイヤレスメガホンの配備（令和 6 年度）
- ・河川監視システムの整備（令和 6 年度）
- ・雨水出水浸水想定区域図の作成（令和 6 年度～令和 7 年度）
- ・女性の視点からの防災に関する検討会の開催（令和 7 年度）
- ・災害対策用トイレ環境の整備（令和 7 年度）
- ・飲用に供する災害対策用井戸の設置（令和 7 年度～）
- ・災害対策用資機材の配備の拡充（令和 7 年度）
- ・消防団装備の充実・強化（令和 7 年度）
- ・災害時給水の強化（令和 7 年度）
- ・下水道管路施設の耐震工事の実施（令和 7 年度～）

〔防犯関係〕

- ・犯罪学の学識経験者等で構成される犯罪学研究センターによる調査・研究を通じ、効果的な防犯施策を実施（令和 2 年度～令和 5 年度）
- ・新興住宅地等における防犯カメラ 29 基の新設（令和 6 年度）
- ・ねやがわ防犯パトロールの時間帯を拡充して実施（令和 6 年度～）
- ・寝屋川市暴力団排除条例の一部改正（令和 7 年度）
- ・暴力団追放に係る裁判費用等補助制度の新設（令和 7 年度）

(3) 情報の発信・情報公開（第 7 条・第 8 条）

市では、「情報公開条例」に基づき、市の機関が保有する公文書の開示の請求や申出に適切に対応しています。

また、令和 6 年 10 月から新たに「市民と行政の距離を縮めるため、寝屋川市の裏側を見せる」をコンセプトに職員の企画・撮影・編集による『ネヤガワのウラガワ（通称：ネヤウラ）』の定期配信(月 2 回)を始めました。

今後とも、市民参画や協働の推進、市政の公正で効率的な執行の確保のため、より効果的な手法による情報発信、情報公開に努めていくことが必要です。

【令和４年度から令和７年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

・公文書開示請求・申出の状況

区 分		令和７年度			令和６年度			令和５年度			令和４年度		
		請求	申出	計	請求	申出	計	請求	申出	計	請求	申出	計
受付件数		95	89	184	104	146	250	95	58	153	78	53	131
処理状況	開示	24	22	46	20	32	52	31	24	55	51	20	71
	部分開示	43	60	103	56	108	164	48	25	73	63	28	91
	開示拒否	0	0	0	9	0	9	3	2	5	2	0	2
	不開示 存否 不応答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	不存在	27	7	34	20	3	23	16	4	20	11	12	23
	取下げ	4	5	9	7	8	15	2	5	7	0	1	1
	計	98	94	192	112	151	263	100	60	160	127	62	189

※ １件の受付で複数の処理を含みます。

※ 令和７年度は、令和８年１月末までの実績

・市公式 YouTube の定期配信（令和６年度～）

(4) 個人情報保護（第９条）

市では、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、市民の権利利益の保護に努めています。

特に、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、特定個人情報保護評価を的確に実施するなど、適正な取扱いの確保に努めています。

また、「個人情報の保護に関する法律」に規定する個人情報には死者に関する情報が含まれないため、令和５年度に「保有死者情報の開示に関する要綱」を制定し、一定の条件を満たす場合は、保有死者情報の開示の申出を受け付けています。

今後とも、個人情報（死者情報を含みます。）や特定個人情報の保護に努めていくことが必要です。

【令和４年度から令和７年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

・個人情報開示等請求の状況

区 分		令和７年度	令和６年度	令和５年度	令和４年度
受 付 件 数		47	58	60	31
処 理 状 況	開 示	29	22	23	11
	部分開示	11	25	25	15
	開示 拒否	不開示	0	0	0
		存 否 不応答	0	1	0
		不存在	6	9	11
	取 下 げ	1	1	1	0
	計	47	58	60	32
訂正請求受付件数		0	1	0	0
利用停止（削除） 請求受付件数		0	0	0	0

※ １件の受付で複数の処理を含みます。

※ 令和７年度は、令和８年１月末までの実績

※ 令和５年４月１日施行「個人情報の保護に関する法律」の改正により、地方公共団体もこの法律の適用を受けることになったことに伴い受付区分を変更しています。

・保有死者情報開示申出の状況

区 分		令和７年度	令和６年度	令和５年度
受 付 件 数		12	6	13
処 理 状 況	開 示	6	2	6
	部分開示	5	4	6
	開示 拒否	不開示	0	0
		存 否 不応答	0	0
		不存在	2	0
	取 下 げ	0	0	0
	計	13	6	13

※ １件の受付で複数の処理を含みます。

※ 令和７年度は、令和８年１月末までの実績

・「個人情報保護の手引」の更新（令和５年度）

(5) 市民活動への支援（第 10 条）

市では、自治会のコミュニティ事業への補助により、住民自治意識の高揚を図るとともに、地域協働協議会への基礎交付金の交付による支援、関係者会議における取組事例の共有を通じ、地域協働の取組を促進しています。また、市民活動センター、コミュニティセンター、池の里市民交流センター等の活用を促進するなど、市民活動の場や情報の提供に努めています。

令和 7 年には、自治会や地域協働協議会が果たしてきた役割や重要性への理解を深め、地域活動への参画・参加を促進すること等により、地域の絆を育み、将来にわたり地域住民が支え合い、安全に安心して暮らすことができる持続可能な地域コミュニティを実現するため、「地域コミュニティ活性化推進条例」を制定しました。

今後とも、地域コミュニティの維持・活性化を図るため、自治会加入及び地域活動への参加促進に取り組むなど、地域コミュニティの中心である自治会との連携強化や活動負担の軽減に努めていくことが必要です。

【令和 4 年度から令和 7 年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

- ・地域コミュニティ活性化推進条例の制定（令和 7 年 4 月施行）

(6) 市民参画（第 11 条）

市では、「審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」により、審議会等の公開や公募委員の選任等についての基準を定めるとともに、会議開催の日程を市広報誌や市ホームページで公表し、市民への周知に努めることなどにより、市民参画の推進を図っています。

「市民参画推進指針」では、市民参画の基本的な考え方を示すとともに、各部局においてアンケート調査やパブリック・コメント手続制度など市民との協働によるまちづくりを推進し、市民参画の多様な手法を活用しています。

また、タウンミーティングでは、子育て世代や事業者を始め、令和 7 年度に、全世代を対象に各小学校区単位（7 小学校区）において市長が市のまちづくりについての考えやビジョンを説明するとともに、市民から地域の課題

や要望をお聴きし、市政運営の参考とする機会を設けるなど、市民と行政の協働によるまちづくりを推進しています。

今後とも、個々の施策・事業の性質や進行段階に応じ、最も効果的な手法を活用し、市民参画の推進を図ることが必要です。

【令和4年度から令和7年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

手 法	実 施 年 度	内 容
アンケート調査	令和4年度	・転出入モニターアンケート
	令和5年度	・高齢者保健福祉計画の策定に向けた実態調査（介護人材） ・障害福祉計画策定に係るニーズ調査 ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査 ・市民意識調査
	令和6年度	・公共交通に関するアンケート調査 ・第二次寝屋川市健康増進計画ベースライン調査 ・地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査 ・寝屋川市駅周辺リニューアルアンケート調査
	令和7年度	・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ・在宅介護実態調査
パブリック・コメント手続	令和4年度	・個人情報保護に関する法律施行条例 ・みんなのまち基本条例の一部改正
	令和5年度	・第二次健康増進計画 ・地域防災計画 ・教育大綱 ・感染症予防計画 ・高齢者保健福祉計画 ・障害者長期計画（第4次計画）、障害福祉計画（第7期計画）及び障害児福祉計画（第3期） ・公共施設適正化検討方針
	令和6年度	・第2次市民サービスの『ターミナル化』推進計画 ・萱島駅周辺エリアまちづくりの将来ビジョン ・地域コミュニティ活性化推進条例 ・立地適正化計画 ・第3期子ども・子育て支援事業計画 ・地域公共交通計画 ・水道事業経営戦略及び下水道事業経営戦略
	令和7年度	・水道事業ビジョン ・第5次地域福祉計画 ・新型インフルエンザ等対策行動計画(第3版) ・空き家流通促進税条例

(7) 市政運営（第 19 条）

市では、令和 3 年 3 月の基本構想に係る市議会の議決を経て、令和 3 年度を初年度とする「第六次総合計画」を策定し、「第 2 期市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体的な推進を図ることにより、市内外から選ばれるまちの実現に向け、各施策を展開しています。

今後とも、総合計画及び各個別計画に基づき、効果的・効率的な市政運営を推進することが必要です。

【令和 4 年度から令和 7 年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

開 始 年 度	計 画 等
令和 4 年度	なし
令和 5 年度	・下水道総合地震対策計画（令和 5 年度～令和 9 年度）
令和 6 年度	・第六次総合計画（第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略）後期実施計画（令和 6 年度～令和 9 年度） ・第二次健康増進計画（令和 6 年度～令和 12 年度） ・感染症予防計画（令和 6 年度～） ・高齢者保健福祉計画（2024～2026） （令和 6 年度～令和 8 年度） ・障害者長期計画（第 4 次計画）（令和 6 年度～令和 11 年度） ・障害福祉計画（第 7 期計画）、障害児福祉計画（第 3 期計画） （令和 6 年度～令和 8 年度） ・第 3 期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第 4 期特定健康診査等実施計画 （令和 6 年度～令和 11 年度） ・教育大綱実施計画（令和 6 年度～令和 9 年度） ・市営住宅長寿命化計画（令和 6 年度～令和 15 年度） ・下水道ストックマネジメント計画 （令和 6 年度～令和 10 年度） ・総人件費管理計画（令和 6 年度～令和 9 年度） ・第 2 次市民サービスの『ターミナル化』推進計画 ・財政収支計画（令和 6 年度～令和 9 年度） ・地域防災計画 令和 6 年度改定
令和 7 年度	・水道事業経営戦略及び下水道事業経営戦略 （令和 7 年度～令和 16 年度） ・業務継続計画 令和 7 年度改定 ・立地適正化計画（目標年度令和 22 年度） ・第 3 次環境基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度）の中間見直し ・公共施設等総合管理計画 令和 7 年度改定 （令和 7 年度～令和 24 年度） ・第 3 期子ども・子育て支援事業計画 （令和 7 年度～令和 11 年度） ・地域公共交通計画（令和 7 年度～令和 11 年度） ・上下水道耐震化計画（令和 7 年度～令和 11 年度）

(8) 財政運営（第 20 条）

市では、経費の節減やあらゆる財源の確保に努めるとともに、行財政改革を不断に進めることにより、平成 16 年度以降、普通会計において実質収支の黒字を確保しており、全ての会計でも平成 25 年度以降黒字となっています。

平成 31 年 3 月には、財政指標の目標設定や財政運営の見える化、標準化を図る「財政規律ガイドライン」を策定し、将来にわたって規律ある財政運営を確保するとともに、「財政収支計画」に基づき、計画的かつ健全な財政運営に努めることで、持続可能な財政の確立を目指すこととしています。

また、市の予算・決算の状況を始め、地方自治体の財政状況が健全かどうかを示す健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）や、発生主義の考え方に基づく財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）等を、市広報誌・市ホームページ等を通じて公表しています。

今後とも、財政の健全化に取り組み、将来を見据えた財政運営に努めることが必要です。

【財政指標】

〔一般会計〕

（単位：％）

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
実質赤字比率	-	-	-	-
（早期健全化基準）	(11.25)	(11.25)	(11.26)	(11.25)
連結実質赤字比率	-	-	-	-
（早期健全化基準）	(16.25)	(16.25)	(16.26)	(16.25)
実質公債費比率	△1.7	△1.4	△1.2	△0.9
（早期健全化基準）	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)
将来負担比率	-	-	-	-
（早期健全化基準）	(350.0)	(350.0)	(350.0)	(350.0)

※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率については実質赤字額がないため、将来負担比率については充当可能財源等が将来負担額を上回るため、それぞれ「－」で表示しています。

[水道事業会計]

(単位：％)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
資金不足比率	-	-	-	-
(経営健全化基準)	(20.00)	(20.00)	(20.00)	(20.00)

[下水道事業会計]

(単位：％)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
資金不足比率	-	-	-	-
(経営健全化基準)	(20.00)	(20.00)	(20.00)	(20.00)

(9) 行政評価（第 21 条）

市では、これまでの実績や成果等を整理し、令和 3 年度を初年度とする第六次総合計画（第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略）においても、引き続き PDCA サイクルによる効率的・効果的な行政運営に努めるとともに、施策ごとの評価を実施することで業務の改善・改革を行っています。

令和 6 年度には、第六次総合計画（第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略）前期実施計画の計画期間が満了したことから、後期実施計画の着実な推進に向け総括を行いました。

今後とも、施策等の効率性、有効性等について評価し、改善を図り、効果的・効率的な行政運営に努め、質の高い市民サービスの提供を図ることが必要です。

【令和 4 年度から令和 7 年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

- ・第六次総合計画（第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略）前期実施計画の実績総括を実施（令和 6 年度）

(10) 行政手続（第 22 条）

市では、「行政手続条例」に基づき、行政手続等を明確化することにより、行政運営における公正の確保と、透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めています。

(11) 法令遵守（第 23 条）

市では、服務規律の徹底や職員研修の実施などにより、職員の倫理意識を高め、市民の信頼を確保するための取組を進めています。

また、平成 21 年 4 月から「法令遵守に関する条例」を施行し、公益通報や不当要求行為への対応を定め、公正な事務・事業の遂行等を推進しています。さらに、各職場においては、地方自治法や地方公務員法を始め、それぞれの業務における関係法令を遵守するとともに、個人情報や様々な行政情報等を適正に取り扱い、法令遵守を常に意識して職務を行っています。

また、令和 4 年 7 月には寝屋川市における内部統制についての組織的な取組の方向性を示した「内部統制基本方針」を策定するとともに、令和 5 年 9 月に、各年度における内部統制制度の整備及び運用についての評価に当たっての有効性を判断するために「寝屋川市版内部統制制度における評価基準」を策定しました。

今後とも、コンプライアンス意識の向上を図り、公正な事務・事業の遂行等を図ることが必要です。

【令和 4 年度から令和 7 年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

- ・内部統制基本方針の策定（令和 4 年度）
- ・寝屋川市版内部統制制度における評価基準の策定（令和 5 年度）
- ・公益通報の受付件数 1 件（令和 6 年度）※令和 4 年度、5 年度は無し

(12) 国、他の自治体等との連携（第 24 条）

広域にまたがる課題、市だけでは解決が困難である課題等の解決には、国、大阪府、関係市町村、関係団体等との連携・協力が必要となります。市においては、これに対応すべく、全国市長会、中核市市長会、大阪府市長会、北河内都市連絡会等を通じ、広域的に調査・研究、要望等を行っています。また、学校法人、国・公立大学法人や金融機関に加え、民間企業等と包括及び個別連携協定を締結し、地域産業振興・活性化、人材の育成、まちづくりなどの様々な分野において連携しています。

今後とも、各種政策課題、地域課題の解決を図るため、国、大阪府、関係市町村、関係団体等との連携に努めていくことが必要です。

【令和４年度から令和７年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

○包括連携協定の締結

- ・大阪公立大学（令和４年度）
- ・大阪公立大学工業高等専門学校（令和４年度）

○個別連携協定の締結

- ・パナソニックスポーツ株式会社【スポーツ振興】（令和４年度）
- ・大塚製薬株式会社【健康づくり】（令和６年度）
- ・イオンモール四條畷【市民の健康推進】（令和６年度）
- ・株式会社 FC TIAMO【スポーツ振興】（令和６年度）
- ・明治安田生命保険相互会社【市民の健康推進】（令和６年度）
- ・大栄環境株式会社【災害対策】（令和７年度）
- ・大阪教育大学【教育】（令和７年度）

（地域産業の振興等に係る連携協定）

- ・枚方信用金庫（令和４年度）
- ・北大阪商工会議所（令和４年度）

（地域防災力の向上を目指した地域社会の連携に関する協定）

- ・大阪トヨタ自動車株式会社（令和４年度）
- ・大阪トヨペット株式会社（令和４年度）
- ・トヨタカローラ大阪株式会社（令和４年度）
- ・ネットトヨタ大阪株式会社（令和４年度）
- ・ネットトヨタ新大阪株式会社（令和４年度）
- ・トヨタモビリティパーツ株式会社（令和４年度）

（寝屋川市三井が丘周辺地域における住まい、まちづくりに係る連携協定）

- ・大阪電気通信大学（令和４年度）
- ・大阪府住宅供給公社（令和４年度）

（シェアサイクル等の実証実験に伴う協定）

- ・ アドバンス寝屋川マネジメント株式会社（令和6年度）
- ・ OpenStreet 株式会社（令和6年度）

（自治会への加入促進に関する協定）

- ・ 大阪府宅地建物取引業協会京阪河内支部（令和7年度）
- ・ 公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪東支部（令和7年度）

3 条文の検証

(1) 検証に当たっての視点

条例の検証に当たっては、以下の4つの視点に基づき、章ごとに検証を行いました。

① 社会情勢に適合しているか

人口減少・少子高齢化の進行、景気動向の不確実性、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を含めた災害の発生など、本市を取り巻く環境の変化や国の法律の制定改廃などを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が現在の社会情勢に適合しているか、また、新たな事項や内容を追加する必要があるかどうかの視点で検証

② 形骸化していないか

条例制定時の意義や内容が失われたものとなっている事項等がないかどうかの視点で検証

③ 本市にふさわしいものであり続けているか

条例制定から現在に至るまでの市政運営に係る状況の変化などを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が、本市にふさわしい事項や内容となっているか、また、新たな事項や内容を追加する必要があるかどうかの視点で検証

④ 基本条例としてふさわしい規定となっているか

条例は、条例原案を公募市民等を構成員とする市民検討委員会で作成したものであることなどから、制定当時の思いを念頭に置きながら、自治基本条例としてふさわしいかどうかの視点で検証

(2) 条文の検証

【前文】

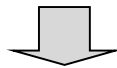
市民活動について

〔意見 1〕

前文中「様々な市民活動が広がりを見せています。」という記述及び当該箇所に関する逐条解説の内容について、少子化、高齢化を迎えている本市の現状を踏まえ記述内容を修正する。

〔意見 2〕

寝屋川市では古くからの自治会活動に加え、NPO 等の市民活動により人と人とのつながりが育まれてきた経緯があり、現在も継続していることから内容の修正は必要ない。



〔検証結果 1・2〕

前文における「様々な市民活動が広がりを見せています。」については、本市の特徴として他自治体と比較して活発に市民活動が展開されていることが挙げられ、平成 20 年の条例制定以降、本市の市民活動は確実に地域に根差している。

本内容については、制定当時の市の特徴を将来に向かって記述したものであり、その思いを次の世代に引き継ぐため、現行の規定どおりとする。

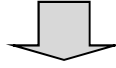
社会環境の変化について

〔意見 3〕

近年における社会環境の大きな変化として「デジタル化」や「多文化共生」の文言を入れる。

〔意見 4〕

前文は条例の趣旨を明確にするため、市の特徴、条例制定の背景、目指すべきまちづくりの方向、条例制定の決意等について述べたものであり、個別の社会環境の変化をもって変更する必要はない。



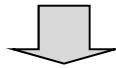
〔検証結果 3・4〕

「デジタル化」、「多文化共生」共に近年の社会情勢を示す文言であるが、今後、「デジタル化」による環境変化にとどまらず、あらゆる分野において社会環境の変化は想定されること、また「デジタル化」はそれ自体が目的ではなく効率化などの手段であること、及び「多文化共生」は現条文中、「多様性を認め合い」に含まれると考えられることから、現行の規定どおりとする。

地方分権の動きについて

〔意見 5〕

地方分権一括法が施行され 20 年以上が経過するなか、地方分権に関する記述を削除する。



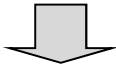
〔検証結果 5〕

地方分権については、国において令和 8 年 3 月に第 16 次地方分権一括法が閣議決定されるなど、地方の発意に根差した新たな取組を推進する仕組みとして、地方公共団体への事務、権限移譲が継続的に推進されていることから現行の規定どおりとする。

【第 1 章 総則】

〔意見 6〕

第 2 条における市民の定義に、「子ども」も含まれることを明記する。

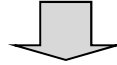


〔検証結果 6〕

本条例における市民の定義は、地方自治法第 10 条第 1 項に定める住民（市内に住所を有する人で、外国人を含む）のほか、市内の事業所に勤務している人、市内の学校に通っている人、市内で市民活動や事業活動など様々な活動を行っている個人や団体としており、子どもから大人まで全ての年齢層を包含して「市民」と表現していることから、現行の規定どおりとする。

〔意見7〕

第2条における議会の定義について、令和5年の地方自治法の一部改正により、地方議会は議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織されることが明記されたことから、「直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議事機関をいう。」に改める。



〔検証結果7〕

令和4年度におけるみんなのまち基本条例検証委員会において、議会の定義について、現行の「議決機関」ではなく「議事機関」とする考え方も示されたが、制定時からの経緯を踏まえ、現行のとおりで良いとされた。

議会については、日本国憲法で議事機関として定められており、令和5年の地方自治法の一部改正により、地方議会は議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けが追記されたことから、「議決機関」を「議事機関」に変更する。

【第2章 協働】

〔意見8〕

大災害が発生した際に、「公助」が行き届かない時間帯においては、「自助」「共助」が必要であり、「自助」「共助」に関する記述を第6条に付け加える。



〔検証結果8〕

第6条には既に「自助」に関して「自己の安全の確保」及び「共助」に関して「市民相互の協働による安全の確保」がそれぞれ示されていることから現行の規定どおりとする。

【第3章 市民】

検証の結果、条文の見直し等の必要性は認められませんでした。

【第4章 議会】

市議会で検証を行います。

【第5章 行政】

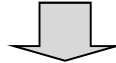
市政運営について

〔意見 9〕

第 19 条第 2 項において「（略）議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとする。」と規定されているが、総合計画について、変化の激しい時代において計画の硬直化を防ぐ観点から、議会の議決を経て定めることについて検討を行うべき。

〔意見 10〕

総合計画の基本構想について、市民の意見を聞き行政が作成したものを議会の議決を経て正式に策定することは、市民、行政、議会がそれぞれの役割を果たすという、みんなのまち基本条例の理念を体現するものであることから、内容の修正は必要ない。



〔検証結果 9・10〕

総合計画は、市民に市政の進む方向性を示すために有効な役割を果たすとともに、市民生活の基本に関わる施策の根幹であり、議会の議決を経ることについては、現行の規定どおりとする。

【第6章 条例の実効性の確保等】

条例の検証について

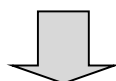
〔意見 11〕

第 27 条において、検証の手法についてはより実効性を高める検証となるよう、過去の検証方法にとらわれることなく、その在り方を不断に検討すること、また、どのタイミングで検証を実施するかは、現在もその時々判断に委ねられることから、不断に検証の必要性を議論することであえて5年間という期間の明示の必要性はなく、条例制定後、過去3回の検証を経て条例自体が成熟し、検証が形骸化することが懸念されること等から、「この条例

の施行の日から5年を超えない期間ごとに、」を「社会情勢の変化に応じて」に修正する。

〔意見 12〕

現条文においても「5年」ではなく「5年を超えない期間ごと」として検証のタイミングについて柔軟性を有した表現としており、期間の明記は必要。



〔検証結果 11・12〕

その時々社会情勢の変化を反映させるのはもちろんのこと、5年を超えない範囲という期間を明示する中で検証機会を担保するという観点からも、検証期間については現行の規定どおりとする。

〔意見 13〕

第27条において、「施行の日から（略）」に関しては、前回の条例改正から5年を超えない範囲で検証を行った結果、仮に条例改正を必要としないという結論に至った場合、以降の検証が担保されないことから、条例改正に至らなかった場合でも検証を行うことができるよう修正する。



〔検証結果 13〕

「施行の日から（略）」については、現条文において、「5年を超えない期間ごとに」とされており、現に、平成20年4月1日から5年を超えない期間ごと（現実的には5年ごと）に検証を行っている。仮に検証の結果、条例改正を要しないという結論となった場合であっても、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで、令和10年4月1日から令和15年3月31日まで（以降も同様）には検証を行う必要があることから、現行の規定どおりとする。

4 条例と他例規との整合性

条例と各課等が所管している例規との整合性が図られているかについて、以下の2つの視点に基づき、検証を行いました。

- ① 「市民」について、条例第2条第1号と同様に規定できるにもかかわらず、規定していないものがないか
- ② 条例第3条「基本理念」及び「第2章 協働」（第4条～第11条）の考え方に相容れない例規がないか

検証の結果、該当する条文はありませんでした。

【〔参考〕令和4年度以降に制定された主な条例・規則】

<条例>

- ・寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
- ・寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市特別職の職員の給料等の特例に関する条例
- ・寝屋川市立地域交流スペース条例
- ・寝屋川市立幼保連携型認定こども園条例
- ・寝屋川市学校給食センター条例
- ・寝屋川市ペット霊園の設置等に関する条例
- ・寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例
- ・寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例
- ・寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例
- ・寝屋川市立ターミナル施設駐車場条例の制定
- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- ・寝屋川市立こども図書館条例
- ・寝屋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

- ・寝屋川市保育士修学資金貸付条例
- ・寝屋川市立市民交流中核施設条例

＜規則＞

- ・寝屋川市学校運営協議会規則
- ・寝屋川市立学校における複数校給食の実施に関する規則
- ・寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例附則第 25 項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則
- ・寝屋川市職員の定年等に関する条例施行規則
- ・寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行細則
- ・寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則
- ・寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則
- ・寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見聴取に関する規則
- ・寝屋川市副市長の事務分担等に関する規則
- ・寝屋川市特別職の職員の給料等の特例に関する条例第 2 条に規定する特別職の職員の給料等の特例に係る割合を定める規則
- ・寝屋川市立地域交流スペース条例施行規則
- ・寝屋川市電子署名規則
- ・寝屋川市教育委員会電子署名規則
- ・寝屋川市立幼保連携型認定こども園条例施行規則
- ・寝屋川市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則
- ・寝屋川市立学校園の学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則
- ・寝屋川市立幼保連携型認定こども園処務規則
- ・寝屋川市ユニーク経営賞選考委員会規則
- ・寝屋川市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則
- ・寝屋川市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
- ・寝屋川市スポーツ推進委員に関する規則
- ・寝屋川市野外活動センター条例施行規則
- ・寝屋川市立市民体育館条例施行規則
- ・寝屋川市文化振興会議規則
- ・寝屋川市文化財保護条例施行規則
- ・寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例施行規則

- ・寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則
- ・寝屋川市立地域交流センター条例施行規則
- ・寝屋川市立市民ギャラリーの管理に関する規則
- ・寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則
- ・寝屋川市子どもの権利に関する条例案策定審議会規則
- ・寝屋川市空き家流通促進審議会規則
- ・寝屋川市学校給食センター処務規則
- ・寝屋川市立ターミナル施設駐車場条例施行規則
- ・寝屋川市立ターミナル施設駐車場の供用を開始する日を定める規則
- ・令和 7 年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則
- ・寝屋川市保育士養成修学資金貸付条例施行規則
- ・寝屋川市立こども図書館条例施行規則
- ・寝屋川市立こども図書館処務規則

参 考 資 料

目 次

協働の主な取組	1
寝屋川市みんなのまち基本条例	25
寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議設置要綱	31
寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム構成員名簿	33
寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム会議開催状況	35
寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議名簿	36
寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議開催状況	38

協働の主な取組

区 分	説 明	取組数
① 共 催	市民活動団体等と行政が主催者となって共同で一つの事業を行う形態 ＜取組例＞ イベントの共同実施	9
② 補助・助成	市民活動団体等が主体的に行う事業等を育成・助長するため金銭又は物品等を交付する形態 ＜取組例＞ 補助金交付、物品貸与	32
③ 委 託	行政が市民活動団体等（営利企業を除く。以下同じ。）に対して、委託して事業を行う形態 （市民活動団体等の専門性や地域性、機動力、組織などを尊重し、いかすことができるものであることが必要で、行政側の財政的な負担軽減のみを目的として委託するものは除く。） ＜取組例＞ 公の施設の管理運営（コミュニティセンター等の指定管理）、公益活動（社明の推進など）の委託	22
④ 政策形成過程への参画	行政が、事業計画や施策検討の際に市民、市民活動団体等から提案を受けたり、意見を聴いたりする形態	86
	1 アンケート調査	28
	2 パブリック・コメント手続	20
	3 ワークショップ	3
	4 審議会等	27
	5 地域の連絡会等	6
	6 その他	2
⑤ その他	上記①～④のいずれにも該当しない協働事業	32
計		181

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
1	① 共催	歯の健康展・市民の集い	口腔衛生の啓発・普及を図るため、歯の健康について体験学習できるイベントを市、歯科医師会、教育委員会との共催で実施。 【共催団体：一般社団法人寝屋川市歯科医師会】	昭和51年度～	健康づくり推進課
2	① 共催	農業まつり	市民に都市農業の重要性について理解を深めていただくとともに農業に対する意識の啓発を行うことにより、本市の農業の維持、発展に寄与することを目的として実施。 【共催団体：北河内農業協同組合、九個荘農業協同組合】	昭和57年度～	都市一課 (総合戦略・産業立地)
3	① 共催	健康花壇	市民自らの手で花と緑のある美しいまちづくりを推進するため、地域住民が主体となり、公園等に設置された花と緑の健康花壇への草花の植栽及び育成活動を実施。 【共催団体：自治会等】	昭和63年度～	都市四課 (公園立地)
4	① 共催	健康長生塾	健康意識の高揚や生活習慣の改善志向を踏まえ、健康で明るい暮らしを築くために、市と医師会の共催で全5回の講座を実施。 【共催団体：一般社団法人寝屋川市医師会】	平成5年度～	健康づくり推進課
5	① 共催	クリーンリバー寝屋川作戦	一級河川寝屋川を市民が親しみ憩える川として、市民との協働による河川の清掃活動を実施。一級河川寝屋川とたち川の12か所において、年2回（春・秋）、一斉に清掃を実施。 【共催団体：ねや川水辺クラブ】	平成12年度～	下水道事業室
6	① 共催	市立埋蔵文化財資料館展示の説明	市立埋蔵文化財資料館条例第3条に基づき、市立埋蔵文化財資料館において、寝屋川市の歴史や展示資料について市民公募のボランティアによる説明を実施。 【共催団体：寝屋川市文化財展示説明ボランティアの会】	平成16年度～	文化スポーツ室
7	① 共催	自然環境学習	市環境基本計画に基づき、身近な自然を観察し、環境問題についての正しい理解と関心を高めることを目的に自然観察会を開催。 【共催団体：寝屋川市自然を学ぶ会・水辺に親しむ会】	平成18年度～	環境総務課
8	① 共催	自然体験学習室	市立池の里市民交流センター条例第9条に基づき、自然を学ぶ楽しさを広げる場として、行政と市民との協働で事業を実施。自然体験学習室では、日常的な活動で手作り工作・講座・施設周辺の環境など、様々な楽しい活動等を実施。 【共催団体：自然資料施設運営スタッフの会】	平成18年度～	文化スポーツ室

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
9	① 共催	すてきに生きるくすりと健康展	医薬品への理解を深めるため、薬と健康について体験学習できるイベントを実施。 【共催団体：寝屋川市薬剤師会】 ※平成29年度以前は後援	平成30年度～	健康づくり推進課
10	② 補助・助成	防犯協会の活動	警察による防犯活動に協力するとともに、自治会、寝屋川警察等の関係団体と密接な連携の下に総合防犯対策を行う防犯協会の活動を支援するため、補助金を交付。	昭和24年度～	監察課
11	② 補助・助成	PTA協議会の活動	幼稚園・小学校・中学校の合計37校園の単位PTAと連携を図りながら、地域における様々な活動を支援するとともに、青少年の健全育成等に取り組んでいる市立校園PTA協議会の活動を支援するため、補助金を交付。	昭和26年度～	社会教育推進課
12	② 補助・助成	更生保護団体活動への支援	犯罪や非行のない地域社会を作るため、更生保護三団体（保護司会・更生保護女性会・BBS会）の活動を支援。	昭和27年度～	市民活動振興室
13	② 補助・助成	保存樹の維持管理	「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」及び「寝屋川市美しいまちづくり条例」に基づき、市が保存樹を指定し、維持管理費の一部を助成。	昭和52年度～	都市四課（公園立地）
14	② 補助・助成	スポーツ少年団の育成	軟式野球等のスポーツ少年団に対し、マラソン大会ややすみ町スポーツ少年団との交流事業等、青少年の健全育成の推進に対し、補助金を交付。	昭和52年度～	文化スポーツ室
15	② 補助・助成	防犯灯の整備	地域の防犯環境の整備及び防犯灯のLED化を推進し、防犯対策の充実を図るため、自治会による防犯灯の維持管理及び新設・改造に対し、補助金を交付。	昭和53年度～	市民活動振興室
16	② 補助・助成	寝屋川まつり	にぎわいのあるまちづくりを支援するため、寝屋川まつり実行委員会が実施する本市最大のイベントである寝屋川まつりに対して補助金を交付。	昭和53年度～	市民活動振興室

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
17	② 補助・助成	海外姉妹都市・友好都市交流	海外姉妹・友好都市との交流を通じて、市民の国際感覚の醸成や外国人に対する理解を深めるため、都市交流団が行う海外姉妹都市・友好都市との交流事業（受入れ・派遣）に対して補助金を交付。	昭和57年度～	市民活動振興室
18	② 補助・助成	自治会のコミュニティづくり	地域コミュニティの活性化を図るため、自治会集会所の整備や地域コミュニティづくり事業（まつり、盆踊り等）に対し支援。	昭和58年度～	市民活動振興室
19	② 補助・助成	資源集団回収活動	市民団体（自治会、子ども会、老人会等）が自主的に行う再資源化可能物の集団回収活動を奨励し、資源物の有効利用とごみ減量、また、ごみ問題に関する市民意識の高揚を図り、地域コミュニティの醸成を促進。	平成9年度～	環境総務課
20	② 補助・助成	市指定文化財の公開活用	市指定文化財のうち、市所有のもの以外について、市文化財保護条例に基づき、修理・公開にかかる経費を補助。	平成11年度～	文化スポーツ室
21	② 補助・助成	街かどデイハウスへの支援	街かどデイハウス（健康チェック（血圧等）・給食・そのほか利用者の日常生活の向上に資する事業）に補助金を交付。	平成14年度～令和4年度	高齢介護室
22	② 補助・助成	公園愛護会	公園美化のため継続して、2人以上の地域の人で自発的に組織した団体が、毎月2回以上行う清掃・除草などの市民活動を支援。	平成14年度～	都市四課（公園立地）
23	② 補助・助成	生垣・駐車場の緑化	民有地緑化の促進を図り、緑豊かな、潤いと安らぎのあるまちづくりを推進するため、緑の基本計画に基づき、生垣の設置及び民営駐車場への緑地等の設置に対し助成。	平成14年度～令和5年度	都市四課（公園立地）
24	② 補助・助成	レンゲ開放農地等の推進	都市農業の多様な機能について、市民の理解の浸透を図るため、市内の農地にレンゲを植栽し、広く市民に開放する農家に対し助成。	平成15年度～	都市一課（総合戦略・産業立地）

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
25	② 補助・助成	公用車の貸出し（ボランティア団体等）	市民活動のサポートを行い、地域自治会活動等の促進を図るため、土日・祝日のボランティア活動等に公用車を貸し出す取組を実施。	平成16年度～	資産管理課
26	② 補助・助成	ふらっとねやがわ市民企画	男女共同参画社会の実現に向け、市民の関心理解を深め、女性の社会参画を促進するとともに、時勢に応じたセミナー・シネマを実施し、市民企画の講座を支援。	平成16年度～	人権・男女共同参画課
27	② 補助・助成	市民管弦楽団の活動	市民管弦楽団の円滑な活動の推進と定期演奏会の充実を図るため、市民参画による自主的な管弦楽団の活動に対し、会場使用料の一部を負担して支援。	平成16年度～	文化スポーツ室
28	② 補助・助成	生ごみ処理機購入に対する支援	一般家庭から排出される生ごみを減量化し、又は資源化するための生ごみ処理機等を購入・継続使用に対し、補助金を交付。	平成17年度～	環境総務課
29	② 補助・助成	エンジョイフェスタinねやがわ	社会教育団体等が丸となって子どもから高齢者までが楽しむことのできるレクリエーションプログラムを提供し、生涯学習の普及推進や地域コミュニティの活性化を図ることを目的としたエンジョイフェスタinねやがわを開催するため、実行委員会に対し、補助金を交付。	平成18年度～	文化スポーツ室
30	② 補助・助成	AED（自動体外式除細動器）の貸出し	市民団体等が、市域内及び市外において実施する事業・行事において、救命活動に備えるため、市所有のAED（自動体外式除細動器）を貸し出し、救命率の向上を図ることにより、安全で安心なまちづくりを推進。	平成20年度～	市民活動振興室
31	② 補助・助成	地域協働の推進	各小学校区単位の地域協働協議会に対し、地域協働基礎交付金の支給による活動支援を行うとともに、地域協働協議会関係者会議における研修や各校区の取組事例の情報共有等を実施。	平成23年度～	市民活動振興室
32	② 補助・助成	NPO法人の活動への支援	市民協働によるまちづくりの推進及び地域の活性化を図るため、NPO法人等の団体が自主的かつ自発的に行う特定非営利活動に対し、補助金を交付。	平成24年度～	市民活動振興室

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
33	② 補助・助成	公園・緑地等植栽サポーターへの支援	市が管理する公園・緑地等の花壇を有効活用し、ボランティア組織が自ら緑化の取組を提案・実施する活動に対し支援。（旧散歩道推進事業を含む。）	平成24年度～	都市四課（公園立地）
34	② 補助・助成	寝屋川ハーフマラソン	市民・市民団体・行政等が協働し、健康増進やスポーツの振興を図るとともに、市域の活性化やにぎわいの創出を目的とする寝屋川ハーフマラソンの開催のため、実行委員会に補助金を交付。	平成24年度～令和4年度	文化スポーツ室
35	② 補助・助成	市立小学校校庭の芝生維持管理への補助	市立小学校校庭の芝生化の円滑な推進に資するため、芝生の維持管理に対し、補助金を交付。令和8年度から学校配当予算化。	平成24年度～令和7年度	教育政策総務課
36	② 補助・助成	地区集会所太陽光発電システム設置	二酸化炭素の排出抑制と太陽光エネルギーの活用に対する市民の意識の高揚を図るため、地区集会所への太陽光発電システムの設置費用を補助。	平成26年度～	環境総務課
37	② 補助・助成	寝屋川文化芸術祭	様々な文化・芸術活動の紹介・体験、市民の日頃の活動の成果発表など、文化・芸術を体験できる機会を市民に提供するとともに、世代間交流を積極的に図り、文化・芸術活動の継承、普及推進を目的とする寝屋川文化芸術祭の開催のため、実行委員会に補助金を交付。	平成30年度～	文化スポーツ室
38	② 補助・助成	折り畳み式箱型ネット購入に対する支援	ごみ集積所における良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、折り畳み式の箱型ネットの購入に対し、補助金を交付。	令和元年度～	環境総務課
39	② 補助・助成	寝屋川エンジョイマラソン	寝屋川市民・市民団体・行政等が協働し、健康増進やスポーツの振興を図るとともに、市民が継続して参加できる環境づくりを行うことを目的として寝屋川エンジョイマラソン実行委員会が企画・運営する寝屋川エンジョイマラソンに係る事業費を対象に補助金を交付。	令和5年度～	文化スポーツ室
40	② 補助・助成	使用医薬品検索システム導入補助金の交付	医薬品の在庫情報の共有と適切な流通の確保を図るため、寝屋川市薬剤師会に対し、災害時にどの薬局にどの医薬品があるのかを検索することができるシステムを導入するための補助金を交付。	令和7年度	保健総務課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
41	② 補助・助成	通いの場介護予防活動支援	地域の高齢者が継続して運動や他者とのコミュニケーションが行える身近な場所としての通いの場の運営を行う団体を支援	令和2年度～	高齢介護室
42	③ 委託	市民体育大会	市民体育大会総合開会式及び市民体育大会18種目18競技並びに北河内・大阪府各種5大会もの様々な競技を開催。 【委託団体：NPO法人寝屋川市スポーツ振興連盟】	昭和25年度～	文化スポーツ室
43	③ 委託	青少年健全育成の推進	青少年健全育成の推進のため、中学生の主張事業、青少年育成促進事業、青少年育成市民啓発推進事業（オアシス運動推進事業）の3事業を実施。 【委託団体：寝屋川市青少年指導員会】	昭和31年度～	社会教育推進課
44	③ 委託	社会を明るくする運動	社会を明るくする運動の重点目標である「明るく住みよいまち」をつくるため、①まちを明るく清潔にする運動、②人権意識を高める運動、③青少年の健全育成を進める運動に取り組む。 【委託団体：寝屋川市社会を明るくする運動推進委員会】	昭和46年度～令和7年度	市民活動振興室
45	③ 委託	成人式	二十歳になった喜びを市全体で祝うとともに、新成人としての自覚を促し、その責務を認識させる機会とするため、二十歳を対象に「成人式」を開催。1部式典、2部 旅立ちイベントを企画運営。 【委託団体：成人式実行委員会】	昭和60年度～	社会教育推進課
46	③ 委託	市民ウォーキング	市民の健康の保持増進及びコミュニティスポーツの普及推進を図るため、年2回の市民ウォーキングを実施。 【委託団体：寝屋川市スポーツ推進委員会】	平成元年度～	文化スポーツ室
47	③ 委託	地域教育協議会運営事業	12中学校区において、学校・家庭・地域が連携し、地域の活性化を図るとともに子どもの健全育成に向けた体験活動等の取組を促進し、豊かな人間性を育むことを目的に設置し、地域教育力の向上に寄与。 【委託団体：12中学校区地域教育協議会】	平成12年度～	社会教育推進課
48	③ 委託	外出援助サービス	外出が困難になった高齢者に対して、地域のボランティアの方々により、外出を援助するサービスを実施。 【委託団体：社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会】	平成13年度～	高齢介護室

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
49	③ 委託	介護予防活動 (通所)	街かどデイハウス（健康チェック（血圧等）・給食・その他利用者の日常生活の向上に資する事業）において、運動器機能向上・認知症予防・口腔ケアの介護予防プログラムを実施。 【委託団体：「いこいの家なりた」運営委員会、NPO法人「ふれあい時遊館」】	平成14年度 ～令和4年度	高齢介護室
50	③ 委託	放課後子供教室	放課後や週末に子どもにとって安全で安心な居場所を確保し、青少年の健全育成を推進するために放課後子供教室を市立23小学校で実施。主な活動は小学校の施設や校庭を利用し、地域住民の参画を得て体験活動、スポーツ活動、文化活動、学習活動を実施。 【委託団体：23小学校区放課後子供教室実行委員会】	平成16年度 ～	社会教育推進課
51	③ 委託	寝屋川せせらぎ公園の清掃 管理業務等	週に4回、9時間の清掃及び植生のモニタリング施設点検等を実施。 【委託団体：ねや川水辺クラブ】	平成17年度 ～	下水道事業室
52	③ 委託	回覧チラシ等 配布	市の取組や案内を市民に広く周知するため、回覧チラシ及びポスターを配布。 【委託団体：各自治会】	平成17年度 ～	市民活動振興室
53	③ 委託	コミュニティ センターの管理運営	市民相互の連帯感及び共同意識の醸成を図り、隣人愛あふれる地域社会の形成に寄与することを目的に市内7か所に設置しているコミュニティセンターの管理運営。（指定管理） 【指定管理者：各コミュニティセンター運営協議会等】	平成18年度 ～	市民活動振興室
54	③ 委託	すばる・北斗 福祉作業所の管理運営	障害者の発達と自立を促進する施設として、「就労の場」及び「生活の場」を提供するすばる・北斗福祉作業所の管理運営。（指定管理） 【指定管理者：社会福祉法人療育・自立センター】	平成18年度 ～	障害福祉課
55	③ 委託	市民活動センターの管理運営	市民が自発的に行う公益性のある組織的・継続的活動で構成員への利益分配を目的としない活動の促進を図ることを目的として設置している市民活動センターの管理運営。（指定管理） 【指定管理者：NPO法人寝屋川市民活動ネット・なかま】	平成20年度 ～	市民活動振興室
56	③ 委託	学校支援地域本部事業	学校・家庭・地域の連携により、地域の教育力の向上を目指すため、地域全体で学校教育を支援する体制作りを行う「学校支援地域本部」の取組を推進。令和6年度から地域教育協議会事業と統合。 【委託団体：12中学校区地域教育協議会】	平成20年度 ～令和5年度	社会教育推進課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
57	③ 委託	元気アップ介護予防ポイント	高齢者の介護予防及び社会参画を図るため、介護施設等における社会参加活動実績を評価した上でポイントを付与し、当該ポイントを換金した「介護予防ポイント転換交付金」を高齢者の申し出により交付。 【委託団体：社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会】	平成21年度～	高齢介護室
58	③ 委託	多文化共生・国際交流の推進	国際交流の推進と外国人が安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指し、外国人相談窓口事業、外国人と地域住民との交流事業、海外姉妹・友好都市との連携・調整事業、生活ガイド関連事業等、外国人の生活をサポートする取組を実施。 【委託団体：NPO法人寝屋川市国際交流協会】	平成23年度～	市民活動振興室
59	③ 委託	青年祭	寝屋川市の次世代を担う青年が集まり、新たな「青年のネットワーク」が生まれることを目的として、ダンス等の特技やパフォーマンスのほか、茶道や絵画展示など青年交流の場として開催。 【委託団体：青年祭実行委員会】	平成23年度～	社会教育推進課
60	③ 委託	寝屋川ミュージックデー	学生相互の交流、音楽技術の向上と音楽文化の一層の発展を図るため、市内の中学生・高校生・大学生が一堂に会し、日頃の音楽活動の成果を発表する機会として、中学校や高等学校の先生及び大学生により実施。 【委託団体：寝屋川ミュージックデー実行委員会】	平成24年度～	文化スポーツ室
61	③ 委託	ねやがわ子どもフォーラム	学校・家庭・地域が一丸となった子育てや社会全体の支援のあり方を学ぶとともに、子どもたちの健やかな成長を願う機会として、家庭教育推進に係る取組の報告や有識者による講演会を開催。 【委託団体：ねやがわ子どもフォーラム実行委員会】	平成24年度～	社会教育推進課
62	③ 委託	子ども読書活動の推進	平成25年度から、子ども読書活動推進事業として、読み聞かせ等の実演を実施。平成26年度からは、赤ちゃんを対象とした読み聞かせ等の事業も実施している。 【委託団体：NPO法人子どもと本をつなぐ会-おおきくなあれ-】	平成25年度～	中央図書館
63	③ 委託	大谷の里の管理運営	障害者の発達と自立を促進する施設として、他施設で受入れが困難な重度障害の方々も利用できる施設として役割を担う大谷の里の管理運営。（指定管理） 【指定管理者：社会福祉法人療育・自立センター】	平成27年度～	障害福祉課
64	④-1 アンケート調査	市民意識調査	第五次総合計画後期基本計画で設定している市民意識の指標の現状値及び市民ニーズ等を把握するためのアンケート調査	平成24年度～	企画二課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
65	④-1 アンケート 調査	テーマ別アンケート調査	特定のテーマに基づき、必要なデータやニーズなどを把握し、市民ニーズに即した政策の立案につなげるための調査 ＜令和5年度＞ 南寝屋川公園のリニューアルに向けたアンケート調査	令和2年度～	企画二課
66	④-1 アンケート 調査	転出入モニターアンケート調査	新たなニーズを把握し、訴求力の高い政策立案、転出抑制等につなげるためのアンケート調査	令和4年度	企画二課
67	④-1 アンケート 調査	中学校給食に関するアンケート調査	令和5年4月から、中学校給食の提供方式をこれまでのランチボックスから小学校と同じ食缶方式へと変更したことに伴い、中学校現場（生徒・教職員）の現状を把握し、今後の中学校給食の向上に向けた判断指標とするための調査	令和5年度	施設給食課
68	④-1 アンケート 調査	南寝屋川公園実現可能性調査 参加者アンケート調査	南寝屋川公園のリニューアルに向けた調査	令和5年度	都市四課 （公園立地）
69	④-1 アンケート 調査	高齢者保健福祉計画の策定に向けた実態調査（介護人材）	高齢者保健福祉計画（計画期間：2024～2026）の策定に向けた調査	令和5年度	高齢介護室
70	④-1 アンケート 調査	障害福祉計画策定に係るニーズ調査	障害福祉計画（第7期計画）・障害児福祉計画（第3期計画）策定に係るアンケート調査	令和5年度	障害福祉課
71	④-1 アンケート 調査	萱島地区の商業活性化に向けたニーズ調査	萱島地区の商業活性化に向けたニーズ調査	令和5年度	都市一課 （総合戦略・産業立地）
72	④-1 アンケート 調査	第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査	第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査	令和5年度	こどもを守る課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
73	④-1 アンケート 調査	契約制度にお ける市内業者 への調査	制度設計に向けた調査	令和5年度	契約課
74	④-1 アンケート 調査	「広報ねやが わ」毎号アン ケート調査	「広報ねやがわ」の掲載内容について意見を集める ための調査	令和5年度	企画三課
75	④-1 アンケート 調査	ヤングケア ラー実態調査	ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につな ぐ方策を検討するための調査	令和6年度	こどもを守る 課
76	④-1 アンケート 調査	公共交通に関 するアンケー ト調査	地域公共交通網形成計画策定に係るアンケート調査	令和6年度	交通政策課
77	④-1 アンケート 調査	ねやBUS事 業に伴う利用 状況調査	ねやBUS事業の利用状況を把握し、今後の改善につ なげるための調査	令和6年度	交通政策課
78	④-1 アンケート 調査	第二次寝屋川 市健康増進計 画ベースライ ン調査	令和5年度に策定した第二次寝屋川市健康増進計画 について、計画始期の令和6年度におけるベースラ イン値を把握するための調査	令和6年度	保健総務課
79	④-1 アンケート 調査	ねやがわプー ルズ事業効果 を検証するた めの調査	ねやがわプールズ事業の利用者及び出店者を対象 に、満足感や課題を把握し、今後のプールズ事業の 政策立案、サービスの改善につなげるための調査	令和6年度	都市四課 (公園立 地)
80	④-1 アンケート 調査	事業承継実態 調査	市内事業者の事業承継について実態把握、障害と なっている問題点等についての調査等（掘り起こ し）を行い、事業承継の円滑化へ向けた具体的な施策 検討につなげるための調査	令和6年度	都市一課 (総合戦 略・産業立 地)

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
81	④-1 アンケート 調査	地域福祉計画 の見直しに向 けたアンケート 調査	第5次地域福祉計画策定に係るアンケート調査	令和6年度	福祉総務課
82	④-1 アンケート 調査	寝屋川市駅周 辺リニューア ルアンケート 調査	寝屋川市駅前広場やアドバンスねやがわ1号館の屋 上等の整備を具体的に検討するための調査	令和6年度	都市一課 (総合戦 略・産業立 地)
83	④-1 アンケート 調査	(仮称)都市 公園等の在り 方についての 計画に向けた アンケート調 査	「(仮称)都市公園等の在り方についての計画」の 策定にあたり、現状の公園利用状況や、公園の利用 者ニーズを把握するための調査	令和6年度	都市四課 (公園立 地)
84	④-1 アンケート 調査	河川監視カメ ラシステム整 備に伴うアン ケート調査	河川監視カメラ映像の公開に伴い、市民の意見を集 約するための調査	令和6年度	下水道事業 室
85	④-1 アンケート 調査	「マナーアッ プ大作戦」ア ンケート調査	令和6年7月から開始した「マナーアップ大作戦」 の認知度や行動変容を確認するとともに、「マナー アップ大作戦」の次の展開に向けて、どのような取 組が効果的か、特に向上させるべきマナーなどを確 認するための調査	令和6年度	企画三課
86	④-1 アンケート 調査	タウンミー ティング参加 者アンケート 調査(子育て 世代、全世 代)	タウンミーティング参加者の感想を把握するための 調査	令和7年度	企画二課
87	④-1 アンケート 調査	ねやCoCoア プリの満足度 調査	ねやCoCoアプリの利用満足度及び活用状況を把握す るための調査	令和7年度	子育て支援 課
88	④-1 アンケート 調査	介護予防・日 常生活圏域 ニーズ調査	高齢者保健福祉計画(2027~2029)の策定に係 る調査	令和7年度	高齢介護室

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
89	④-1 アンケート 調査	在宅介護実態 調査	高齢者保健福祉計画（2027～2029）の策定に係 る調査	令和7年度	高齢介護室
90	④-1 アンケート 調査	市広報誌「広 報ねやがわ」 及び市公式ア プリ「もっと 寝屋川」に関 するアンケー ト調査	市広報誌及び市公式アプリ利用者の実態を把握し、 意見を集めるための調査	令和7年度	企画三課
91	④-1 アンケート 調査	介護現場にお ける人員の充 足状況等のア ンケート（事 業所用・従業 員用）	介護事業所における人員の充足状況や有資格者の過 不足の状況、従業員の資格取得（レベルアップ）に 対するモチベーションなどを把握するための調査	令和7年度	高齢介護室
92	④-2 パブリッ ク・コメン ト手続	個人情報の保 護に関する法 律施行条例	個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）のパ ブリック・コメント	令和4年度	総務課
93	④-2 パブリッ ク・コメン ト手続	みんなのまち 基本条例の一 部改正	みんなのまち基本条例の一部改正（素案）のパブ リック・コメント	令和4年度	企画一課
94	④-2 パブリッ ク・コメン ト手続	健康増進計画	第二次健康増進計画（素案）のパブリック・コメン ト	令和5年度	保健総務課
95	④-2 パブリッ ク・コメン ト手続	地域防災計画	地域防災計画（素案）のパブリック・コメント	令和5年度	防災課
96	④-2 パブリッ ク・コメン ト手続	教育大綱	教育大綱（素案）のパブリック・コメント	令和5年度	教育政策総 務課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
97	④-2 パブリック・コメント 手続	感染症予防計画	感染症予防計画（素案）のパブリック・コメント	令和5年度	保健総務課
98	④-2 パブリック・コメント 手続	高齢者保健福祉計画	高齢者保健福祉計画（素案）のパブリック・コメント	令和5年度	高齢介護室
99	④-2 パブリック・コメント 手続	障害者長期計画（第4次計画）、障害福祉計画（第7期計画）及び障害児福祉計画（第3期計画）	障害者長期計画（第4次計画）（素案）、障害福祉計画（第7期計画）及び障害児福祉計画（第3期）（素案）のパブリック・コメント	令和5年度	障害福祉課
100	④-2 パブリック・コメント 手続	公共施設適正化検討方針	公共施設適正化検討方針（素案）のパブリック・コメント	令和5年度	都市二課 （公共施設立地）
101	④-2 パブリック・コメント 手続	第2次 市民サービスの『ターミナル化』推進計画	第2次 市民サービスの『ターミナル化』推進計画のパブリック・コメント	令和6年度	資産管理課
102	④-2 パブリック・コメント 手続	萱島駅周辺エリアまちづくりの将来ビジョン	萱島駅周辺エリアまちづくりの将来ビジョン（素案）のパブリック・コメント	令和6年度	都市一課 （総合戦略・産業立地）
103	④-2 パブリック・コメント 手続	地域コミュニティ活性化推進条例	（仮称）寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例のパブリック・コメント	令和6年度	市民活動振興室
104	④-2 パブリック・コメント 手続	立地適正化計画	立地適正化計画（素案）のパブリック・コメント	令和6年度	都市一課 （総合戦略・産業立地）

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
105	④-2 パブリック・コメント 手続	第3期子ども・子育て支援事業計画	第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）のパブリック・コメント	令和6年度	こどもを守る課
106	④-2 パブリック・コメント 手続	地域公共交通計画	地域公共交通計画（素案）のパブリック・コメント	令和6年度	交通政策課
107	④-2 パブリック・コメント 手続	水道事業経営戦略及び下水道事業経営戦略	水道事業経営戦略及び下水道事業経営戦略（素案）のパブリック・コメント	令和6年度	経営総務課
108	④-2 パブリック・コメント 手続	水道事業ビジョン	水道事業ビジョン（素案）のパブリック・コメント	令和7年度	経営総務課
109	④-2 パブリック・コメント 手続	第5次地域福祉計画	第5次地域福祉計画（素案）のパブリック・コメント	令和7年度	福祉総務課
110	④-2 パブリック・コメント 手続	新型インフルエンザ等対策行動計画（第3版）	新型インフルエンザ等対策行動計画（第3版）（素案）のパブリック・コメント	令和7年度	保健総務課
111	④-2 パブリック・コメント 手続	空き家流通促進税条例	（仮称）空き家流通促進税条例（素案）のパブリック・コメント	令和7年度	都市三課 （住宅立地）
112	④-3 ワークショップ	寝屋川再生ワークショップ	市内の水辺環境の整備と保全を推進するため、ワークショップを開催。	平成13年度～	下水道事業室

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
113	④-3 ワーク ショップ	子どもの本に 関するワーク ショップ	子どもに図書館を知ってもらい、子どもの読書活動の推進を図るためのワークショップを開催。	平成23年度 ～	中央図書館
114	④-3 ワーク ショップ	商店街・まち のブランディ ングを考える 地域まるごと 実践型ワーク ショップ	経済産業省近畿経済産業局と共催し、市内の4つのエリア（香里園駅・寝屋川市駅・萱島駅・寝屋川公園駅）の商店主、まちづくり会社、金融機関など様々な参加者とともに、商店街・まちの活性化の手立てを考えるワークショップを開催。	令和7年度	都市一課 （総合戦 略・産業立 地）
115	④-4 審議会等	交通安全都市 推進委員会	委員（学識経験者、寝屋川警察、寝屋川交通安全協会、関係団体、国等）により、交通安全実施計画（案）等の意見等を聴取。	昭和37年度 ～	交通政策課
116	④-4 審議会等	環境保全審議 会	良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項について審議するとともに環境基本計画・地球温暖化対策地域計画の推進と進捗管理を実施。（委員15人中2人が市民公募委員（令和7年度現在））	昭和61年度 ～	環境総務課
117	④-4 審議会等	ごみ減量化・ リサイクル推 進会議	ごみ減量とリサイクルの推進に向けた具体的な取組の立案・実践活動の推進、啓発、普及活動を実施。（委員15人中2人が市民公募委員（令和7年度現在））	平成7年度 ～	環境総務課
118	④-4 審議会等	高齢者保健福 祉計画推進委 員会	高齢者保健福祉計画の策定及びその推進に関する施策を審議。（委員15人中2人が市民公募委員（令和7年度現在））	平成11年度 ～	高齢介護室
119	④-4 審議会等	男女共同参画 審議会	第5期ねやがわ男女共同参画プランの目標達成に向けた取組の進捗状況や課題などについて検証し、解決に向けた効果的な取組や新たな課題等について審議。（委員13人中2人が市民公募委員（令和7年度現在））	平成12年度 ～	人権・男女 共同参画課
120	④-4 審議会等	国民健康保険 運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議。（委員14人中2人が市民公募委員（令和7年度末現在））	平成13年度 ～	市民サービ ス部（国民 健康保険担 当）

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
121	④-4 審議会等	家庭教育支援 連絡会	家庭教育の推進及び家庭教育に関する支援策について、情報収集や意見交換を実施。	平成14年度 ～	社会教育推進課
122	④-4 審議会等	野外活動センター指定管理者選定委員会	野外活動センターの指定管理者の候補者の選定についての調査審議を実施。（委員5人中1人が市民公募委員（令和7年度現在））	平成16年度 ～	文化スポーツ室
123	④-4 審議会等	市民会館指定管理者選定委員会	市民会館の指定管理者の候補者の選定についての調査審議を実施。（委員5人中1人が市民公募委員（令和7年度現在））	平成17年度 ～	市民活動振興室
124	④-4 審議会等	地域密着型サービス等運営委員会	地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援事業の適正な運営を図るための意見交換及び連絡調整を実施。	平成18年度 ～	高齢介護室
125	④-4 審議会等	高齢者福祉センター指定管理者選定委員会	中央高齢者福祉センター及び西高齢者福祉センターの指定管理者の候補者の選定についての調査審議を実施。（委員5人中2人が関係団体委員（令和7年度現在））	平成18年度 ～	高齢介護室
126	④-4 審議会等	エスポアール指定管理者選定委員会	エスポアールの指定管理者の候補者の選定についての調査審議を実施。（委員5人中1人が市民公募委員（令和7年度現在））	平成20年度 ～	社会教育推進課
127	④-4 審議会等	安全推進協議会	市民・関係団体並びに、関係機関が一体となって、安全で安心して誰もが暮らしやすいまちの実現に寄与するため、安全推進施策の実施に必要な事項及び新たな啓発方法や取組等の討議・検討を実施。（委員18人中2人が市民公募委員（令和7年度現在））	平成22年度 ～	監察課
128	④-4 審議会等	景観審議会	良好な景観形成に関する重要事項等を審議。（委員11人中2人が市民公募委員（令和7年度現在））	平成22年度 ～	審査指導課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
129	④-4 審議会等	文化振興会議	文化の振興に関する重要事項について意見交換を実施。（委員6人中1人が市民公募委員（令和7年度現在））	平成22年度 ～	文化スポーツ室
130	④-4 審議会等	地域交流センター指定管理者選定委員会	地域交流センターの指定管理者の候補者の選定についての調査審議を実施。（委員5人中1人が市民公募委員（令和7年度現在））	平成22年度 ～	文化スポーツ室
131	④-4 審議会等	障害者計画等推進委員会	障害児者施策を総合的、計画的に推進するための意見交換等を実施。（委員16人中1人が市民公募委員（令和7年度現在））	平成25年度 ～	障害福祉課
132	④-4 審議会等	子ども・子育て会議	学識経験者、民生委員児童委員、私立幼稚園協議会会員、保育所協議会会員等により、令和4年度～6年度は第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり意見等を聴取した。令和7年度は第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等の審議を実施。（委員13人中3人が市民公募委員（令和7年度現在））	平成25年度 ～	こどもを守る課
133	④-4 審議会等	学び館指定管理者選定委員会	学び館の指定管理者の候補者の選定についての調査審議を実施。（委員5人中1人が市民公募委員（令和7年度現在））	平成27年度 ～	社会教育推進課
134	④-4 審議会等	地域公共交通協議会	委員（学識経験者、交通事業者、関係団体、国、大阪府、公募市民等）により、地域公共交通網形成計画の進捗状況等の意見等を聴取。（委員23人中3人が市民公募委員（令和7年度現在））	平成28年度 ～	交通政策課
135	④-4 審議会等	まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会	産官学金労言（産業界、行政、学識経験者、金融機関、労働関係団体、広告・報道関係者）により、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況等の検証を実施。	平成28年度 ～	企画一課
136	④-4 審議会等	動物愛護推進協議会	市、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体、その他の動物の愛護及び適正な飼養について普及啓発を行っている団体等の相互の連携の下に、動物愛護管理行政を推進。	平成28年度 ～	保健衛生課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
137	④-4 審議会等	地域福祉計画 推進委員会	地域福祉の推進に関する課題や解決方法について、継続的な審議を行い、第4次地域福祉計画の進捗管理や第5次地域福祉計画について審議。（委員12人中2人が市民公募委員（令和7年度現在））	平成29年度 ～	福祉総務課
138	④-4 審議会等	地域保健審議 会	保健所の運営、市民の健康づくり、地域保健対策の推進等について総合的に審議。（委員15人中2人が市民公募委員（令和7年度現在））	令和元年度 ～	保健総務課
139	④-4 審議会等	みんなのまち 基本条例検証 委員会	前回検証を行った平成29年度から5年が経過するため、規定により条例の検証を実施。（委員11人中3人が市民公募委員（令和4年度時点））	令和4年度	企画一課
140	④-4 審議会等	子ども読書活 動推進計画策 定委員会	公募市民、学識経験者、図書館関係団体等の構成員で組織する審議会において、第4次子ども読書活動推進計画を策定するため、審議を行った。（委員15人中1人が市民公募委員）	令和7年度～	中央図書館
141	④-4 審議会等	水道事業ビ ジョン審議会	学識経験者、市議会議員、関係機関の代表者及び公募による市民で構成する審議会において、水道事業ビジョン素案を審議。（委員11人中2人が市民公募委員（令和7年度現在））	令和7年度	経営総務課
142	④-5 地域の連絡 会等	まちづくり協 議会	密集住宅地区（萱島東、池田・大利、香里）における各地区整備計画に基づき、快適な住環境の整備と災害に強いまちづくりを図るため、住民自ら、整備計画の促進に参加することにより、住み良いまちづくりを推進。	昭和59年度 ～	都市三課 （住宅立 地）
143	④-5 地域の連絡 会等	香里園まちづ くり委員会	平成20年2月に策定した香里園駅周辺地区まちづくり構想の具体化に向けて、地区の住民や地区で活動する事業者、事業者、学識経験者、学生及び各種団体などが集まり、地区のまちづくりについて調査・研究・協議を行うと共に、関係団体等と協力しながら、地区の活性化と魅力ある良好なまちづくりを推進。	平成22年度 ～	道路建設課
144	④-5 地域の連絡 会等	ふるさとリー サム地区まち づくりを考え る会・ふるさ とリーサム地 区まちづくり 協議会	ふるさとリーサム地区まちなか再生エリアにおいて、「誰もが帰ってきたく・訪れたい安心・安全なまち」を基本理念に、地域の資源をいかした、誰もが安心して暮らしていける住環境整備を推進。	平成24年度 ～	都市三課 （住宅立 地）

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
145	④-5 地域の連絡 会等	寝屋二丁目・ 寝屋川公園地 区まちづくり 協議会	令和3年7月10日に寝屋二丁目・寝屋川公園地区まちづくり協議会を設立し、計画的なまちづくりを推進。	令和3年度～ 令和5年度	都市一課 (総合戦 略・産業立 地)
146	④-5 地域の連絡 会等	寝屋二丁目・ 寝屋川公園土 地区画整理準 備組合	令和5年12月16日に寝屋川市寝屋二丁目・寝屋川公園土地区画整理準備組合が設立し、土地区画整理事業の施行に向けた取組を推進。	令和5年度～	都市一課 (総合戦 略・産業立 地)
147	④-5 地域の連絡 会等	国松土地区画 整理組合	令和5年12月1日に国松土地区画整理組合が設立し、土地区画整理事業の事業実施に向けた取組を推進。	令和5年度～	都市一課 (総合戦 略・産業立 地)
148	④-6 政策形成過 程への参画 (その他)	タウンミー ティング	市民と市長が直接対話をするタウンミーティングを通じ、市民から直接地域の課題や要望を聴取。	令和元年度 ～	企画二課
149	④-6 政策形成過 程への参画 (その他)	学校運営協議 会	教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画及び学校運営への支援・協力を促進する。	令和5年度～	教育指導課
150	⑤ その他	各種団体との 懇談会	各種団体からの陳情・要望書の回答に併せて、要望により懇談会の開催及び意見交換を実施。	開始年度不明	企画二課
151	⑤ その他	水路及び下水 道清掃活動	地元自治会等による地元の清掃及び草刈、ごみ拾い等の支援として、用具貸出し、残土回収を実施。	昭和26年度 ～	下水道事業 室
152	⑤ その他	障害者サービ ス(録音図 書・点字図書 の提供)	市民ボランティア団体に依頼し、作成した録音図書・点字図書による視覚障害者等への資料・情報提供。	昭和46年度 ～	中央図書館

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
153	⑤ その他	おたのしみ会	市民ボランティアの団体の企画による、おはなし会（中央図書館、東図書館）、かみしばい（中央図書館）、大型紙芝居・絵本の読み聞かせ・手遊び等（中央図書館、東図書館）を実施。	昭和47年度～	中央図書館
154	⑤ その他	貸農園の推進	遊休農地の活用により、市民に広く農と触れ合う機会を増やすことを目的とする市民農園を実施するとともに、市内農地所有者が貸農園を開設する際に補助を実施。	昭和61年度～	都市一課（総合戦略・産業立地）
155	⑤ その他	おはなし（ストーリーテリング）の入門講座	市民ボランティアの団体（寝屋川おはなしを語る会）の企画による、ストーリーテリングの入門講座を実施。	昭和62年度～	中央図書館
156	⑤ その他	としょかんまつり	市民が図書に興味を持ち、図書館に足を運んでもらえるよう、市の図書館関係団体等が一堂に会し、日頃の活動成果や趣向を凝らした催し物を実施。	昭和62年度～	中央図書館
157	⑤ その他	地域人材活用	少子高齢化・国際化・情報化等社会の変化に対応しつつ、子どもたちが心豊かに主体的に生きていく資質や能力を身に付けることができるよう、一人一人の個性や創造力、豊かな心を育む教育を推進。子どもたちが明るく生き生きと学び、保護者・地域住民等に信頼される活力ある幼稚園づくりを進める必要があり、幼稚園教育活動の活性化を図るため、幼稚園・家庭・地域社会の連携及び幼稚園外の専門的な知識をもった人材を活用。	平成11年度～	学務課
158	⑤ その他	ふらっとねやがわ連絡会との連携	男女共同参画推進センター（ふらっと ねやがわ）の登録団体で構成される「ふらっと ねやがわ連絡会」が主催する事業を支援することにより、各登録団体の活動活性化および相互ネットワークの推進を図り、団体活動を通じた男女共同参画の普及啓発を促進。	平成13年度～	人権・男女共同参画課
159	⑤ その他	ファミリー・サポート・センター	子育てをする上で、幼児、児童の預かりの援助を受けたい人と当該援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進。	平成13年度～	子育てリフレッシュ館
160	⑤ その他	スポーツリーダーズバンク	スポーツ指導者を増やすとともに、スポーツ指導者の資質向上を図るため、スポーツインストラクター養成講習会を開催。また、修了者には、スポーツリーダーズバンクに登録いただき、スポーツ指導者を探している市民グループとスポーツを指導したい人との橋渡しを実施。	平成13年度～	文化スポーツ室

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
161	⑤ その他	精神障害者への支援に関する地域理解の促進	精神障害者への支援について日頃悩んでいる人やこころの病について勉強してみたい人等を対象に、精神障害に関する基礎的な知識を深めるための研修会等の開催や啓発物を発行。また、市民向けに精神障害について知ってもらうため、イベントを実施。	平成14年度～	障害福祉課
162	⑤ その他	市民団体等による簡易広告物除却	道路等の公共施設に違法に掲出された簡易広告物（はり紙・はり札・広告旗・立看板等）の除却権限を市民団体等の一部委任し、市民と市が協働で地域の美観維持を実施。市民団体等が除却した簡易広告物を市が回収、処分。	平成15年度～	道路管理課
163	⑤ その他	家庭教育サポートチーム	全小学校を拠点に家庭教育サポーターを配置し、子育てに悩む保護者やその家庭や児童に対し、きめ細かな家庭教育の支援を行う。	平成15年度～	社会教育推進課
164	⑤ その他	学校評議員	学校・家庭・地域が、連携協力しながら一体となって、子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から、学校に学校評議員を設置。 令和5年度から学校運営協議会に制度変更。	平成15年度～令和4年度	教育指導課
165	⑤ その他	子育て支援に係る市民ボランティアの活用	絵本・紙芝居の読み聞かせや保護者を対象とした講座を実施する際の講師等に、市民ボランティアを活用。	平成16年度～	子育て支援課
166	⑤ その他	子どもの安全見守り隊	各小学校区で結成されている「子どもの安全見守り隊」による地域の安全啓発活動の推進を図るため、子どもの登下校時の見守り、地域パトロールカー運転ボランティアとしての巡回パトロールの実施。	平成16年度～	社会教育推進課
167	⑤ その他	学校法人等との連携	〔学校法人・公立大学法人との連携〕 地域活性化や人材の育成に取り組むため、学校法人等と教育・文化、保健・医療、産業振興、都市交流、まちづくりなど様々な分野において連携。（協定締結：8法人） 〔民間企業等との連携〕 地域経済の活性化及び人口減少社会における地域の持続的発展に向けて連携。（協定締結：6法人、1市）	平成17年度～	企画二課
168	⑤ その他	美しいまちづくり条例の啓発	市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任で環境美化を推進するため、市内4駅前でのポイ捨ての禁止等の周知・啓発活動を実施。	平成18年度～	環境総務課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
169	⑤ その他	児童文学地域講座	市民団体（絵の本を楽しむ会）の企画により、市内の小中学校、支援学校や社会教育施設で、読書の重要性や楽しさを周知する講座を実施。	平成18年度～	中央図書館
170	⑤ その他	子ども読書活動推進啓発講座	市民団体（寝屋川子どもと本の連絡会）の企画により、読み聞かせ等の講座を実施。	平成18年度～	中央図書館
171	⑤ その他	地域住民等による道路美化活動「地域が育む道路美化」	美化意識の向上と地域コミュニティの活性化を図るため、市と地域住民（自治会、市民グループ、企業等）とが、身近な道路でそれぞれの役割分担において、自主的かつ自発的なボランティア活動として市道（歩道）の一定区間の清掃等を継続的に実施。	平成19年度～	道路管理課
172	⑤ その他	認知症サポーター養成講座	認知症の人やその家族の応援者（認知症サポーター）を養成するための講座を開催し、広く市民に認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発を図り、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを推進。	平成20年度～	高齢介護室
173	⑤ その他	徘徊高齢者等発見支援メール	認知症の高齢者が行方不明になった時に、「メールねやがわ」に事前登録している市民に高齢者情報を配信し、早期発見のための情報提供を依頼することで、市民協働による認知症支援のネットワークを構築するとともに、高齢者等の住み慣れた地域での生活を支援。	平成20年度～	高齢介護室
174	⑤ その他	地域障害者雇用啓発事業	市民・企業・就労支援機関等を対象とし、①障害者の就労への意欲向上、②障害者の就労を支援する関係機関の連携強化と支援スキルの向上、③市民への啓発と企業・事業所における雇用の啓発と促進を目的とする啓発事業「エル・ガイダンスinねやがわ」を実施。	平成20年度～	障害福祉課
175	⑤ その他	まちのせんせいバンク	自らの経験や学習で得た得意な技術・技能・知識をいかし、生涯学習のボランティアとして地域で活動する人に「まちのせんせい」の人材バンクに登録いただき、人的資源の活用、市民協働参画を推進。	平成21年度～	社会教育推進課
176	⑤ その他	子育て応援リーダー	子育ての不安や負担感の軽減を図るため、養成した有償ボランティアである子育て応援リーダーが、地域での子育て支援活動を実施。	平成22年度～	子育て支援課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
177	⑤ その他	学生レポーター	若い感性を誌面に取り込み、若者世代の読者層拡大を図るため、市と包括連携協定を結んでいる教育機関等の学生による取材をもとにした記事を広報ねやがわに掲載。	平成24年度～	企画三課
178	⑤ その他	ふるさとリーサム地区まちなみ環境整備	「誰もが帰ってきたくなる・訪れたい住み続けたい安心・安全なまち」を基本理念とし、ふるさとリーサム地区まちなみ再生エリアにおいて、地域の活性化や歴史的な資源を活かしつつ、誰もが安心して暮らしていける住環境を地域住民と一体となって整備。	平成24年度～	都市三課 (住宅立地)
179	⑤ その他	産業振興に関する連絡調整会議	市民、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者等と産業振興に関する取組等について意見交換を実施。	平成25年度～	都市一課 (総合戦略・産業立地)
180	⑤ その他	環境フェア	日々の暮らしにおける環境問題や緑豊かなまちづくり、水資源の有効活用について市民と共に考え、環境にやさしい社会の実現を図るとともに、市民の理解を深めるための環境啓発イベントを開催。	平成29年度～	環境総務課
181	⑤ その他	ごみのポイ捨てや不法投棄を抑制	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市民、事業者、行政の協働による美化活動の停滞や、地域コミュニティが希薄になっている中で、アプリを活用し、市民からの通報をレポートマップに反映させてごみの回収を進め、美しいまちづくりを推進。	令和3年度～	環境事業課

寝屋川市みんなのまち基本条例

平成 19 年 12 月 25 日

条例第 24 号

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

そのような中、人口減少・少子高齢化が進行するなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、

環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、

人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、多様性を認め合い、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 協働（第 4 条—第 11 条）

第 3 章 市民（第 12 条）

第 4 章 議会（第 13 条—第 15 条）

第 5 章 行政（第 16 条—第 24 条）

第 6 章 条例の実効性の確保等（第 25 条—第 27 条）

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。
- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他のまちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

(基本理念)

第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

第2章 協働

(市民相互の協働)

第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

(市民と行政の協働)

第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

(安全・安心の向上)

第6条 市民は、自然災害、犯罪、健康危機等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害、犯罪、健康危機等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力、防犯力、健康危機対応力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。

(透明性の確保等)

第7条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保しなければならない。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答しなければならない。

3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明しなければならない。

(情報公開)

第8条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 行政は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(市民活動の尊重等)

第10条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

(市民参画の推進)

第11条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

第3章 市民

(市民の役割及び責務)

第12条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

第4章 議会

(議会の役割)

第13条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う。

2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

(議会の責務)

第14条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

(市議会議員の役割及び責務)

第15条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

第5章 行政

(市長の役割及び責務)

第16条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

(行政の役割及び責務)

第17条 行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。

2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。

3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

(職員の役割及び責務)

第 18 条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。

2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。

3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

(市政運営)

第 19 条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たらなければならない。

2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとする。

(財政運営)

第 20 条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組まなければならない。

2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第 21 条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表しなければならない。

(行政手続)

第 22 条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

(法令遵守)

第 23 条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たらなければならない。

(国、他の自治体等との連携)

第 24 条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。

第6章 条例の実効性の確保等

(この条例の位置付け)

第25条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定める規範であって、市民、議会及び行政は、この条例に規定する事項を誠実に遵守しなければならない。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(住民投票制度)

第26条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、住民投票制度を設けることができる。

(条例の検証)

第27条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨にのっとり検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第39号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第4号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 寝屋川市みんなのまち基本条例（平成19年条例第24号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、条例の内容についての検証を行うため、寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議（以下「検証会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検証会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の運用面の課題及び対応に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、条例の内容に関し検証が必要と認められる事項

(組織)

第3条 検証会議の委員は、寝屋川市庁議規程（平成元年寝屋川市訓令第1号）第10条に規定する職員（市長を除く。）をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 検証会議に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は経営企画部担当副市長が、副委員長は他の副市長（副市長が2人置かれなかった場合は、委員長が指名する者）になるものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、検証会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 検証会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(資料の提出等の要求)

第6条 委員長は、会議の進行において必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(プロジェクト・チーム)

第7条 条例の検証において専門的な調査、検討等を行うため、検証会議に寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム（以下「プロジェクト・チーム」という。）を置く。

- 2 プロジェクト・チームの構成員（以下「構成員」という。）は、各部又は局の総務を担当する課等の所属長又は所属長が指定する課長になるものとする。
- 3 構成員に事故があるとき、又は構成員が欠けたときは、あらかじめ当該構成員が指定する職員（当該課等に所属する職員に限る。）が代わって構成員となる。
- 4 プロジェクト・チームに総括者を置き、総括者は経営企画部企画一課における課長になるものとする。
- 5 総括者に事故があるとき、又は総括者が欠けたときは、あらかじめ総括者が指定する職員が代わって総括者となるものとする。
- 6 プロジェクト・チームの会議は、総括者が招集し、総括者がその議長となる。
- 7 総括者は、プロジェクト・チームにおいて調査、検討等を行った内容について、委員長に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 検証会議の庶務は、経営企画部企画一課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
（（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議設置要綱の廃止）
- 2 （仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議設置要綱（平成18年8月7日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月9日から施行する。

寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム構成員名簿（令和７年度）

	氏 名	役 職 名	備 考
1	竹中 理恵	経営企画部企画一課長	総括者
2	長船 章浩	経営企画部次長(企画四課担当)兼市長室次長兼企画四課長	
3	焼野 倫太郎	財務部資産活用課長	
4	羽根 基博	総務部次長(総務課担当)兼総務課長	
5	吉田 隼人	危機管理部監察課長	
6	伴 良介	市民サービス部課長（総務担当）	
7	善利 真路	市民活動部市民活動振興室長兼課長	
8	村川 和志	環境部環境総務課長	
9	園 高哉	健康部次長兼保健総務課長	
10	阪本 幸美	福祉部福祉総務課長	
11	赤堀 慎	こども部次長(こどもを守る課担当)兼こどもを守る課長	
12	監物 宏一	都市デザイン部次長兼都市一課課長	
13	新谷 昌彦	都市管理部次長(道路管理課担当)兼道路管理課長	
14	山下 裕輔	上下水道局経営総務課長	
15	山口 浩	議会事務局次長兼課長	
16	浦戸 裕介	教育委員会事務局教育政策総務課長	

計 16 人

寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム構成員名簿（令和８年度）

	氏 名	役 職 名	備 考
1	國村 幸司	経営企画部次長（企画一課担当）兼企画一課長	総括者
2	長船 章浩	経営企画部次長(企画四課担当)兼市長室次長兼企画四課長	
3	焼野 倫太郎	財務部資産活用課長	
4	羽根 基博	総務部次長(総務課担当)兼総務課長	
5	吉田 隼人	危機管理部次長（監察課・防災課担当）兼監察課長	
6	伴 良介	市民サービス部課長（総務担当）	
7	大西 一弘	市民活動部市民活動振興室長兼課長	
8	村川 和志	環境部環境総務課長	
9	園 高哉	健康部次長兼保健総務課長	
10	勝浦 由紀子	福祉部次長（福祉総務課・障害福祉課・東障害福祉センター・健康管理担当）兼福祉総務課長	
11	赤堀 慎	こども部次長(こどもを守る課担当)兼こどもを守る課長	
12	監物 宏一	都市デザイン部次長兼都市一課課長	
13	辻本 浩之	都市管理部道路管理課長	
14	山下 裕輔	上下水道局経営総務課長	
15	坂田 さゆり	議会事務局課長	
16	横田 真樹	教育委員会事務局教育政策総務課長	

計 16 人

寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム会議開催状況

	日 程 ・ 場 所	会 議 内 容
第 1 回	令和 8 年 2 月 19 日（木） 議会棟 4 階 第一委員会室	○みんなのまち基本条例プロジェクト・チームにおける条例の検証について 講師：薮田 雪子 氏
第 2 回	令和 8 年 4 月 28 日（火） 議会棟 5 階 第二委員会室	○みんなのまち基本条例プロジェクト・チームにおける条例の検証について 講師：薮田 雪子 氏
第 3 回	令和 8 年 5 月 18 日（月） 議会棟 5 階 第二委員会室	○みんなのまち基本条例プロジェクト・チームにおける条例の検証について 講師：薮田 雪子 氏
第 4 回	令和 8 年 5 月 27 日（水） 議会棟 4 階 Ⅰ・Ⅱ会議室	○みんなのまち基本条例プロジェクト・チームにおける条例の検証について 講師：薮田 雪子 氏

寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議名簿（令和７年度）

	氏 名	役 職 名	備 考
1	杉本 達也	副市長	委 員 長
2	田中 英年	副市長	副委員長
3	荒木 和美	教育長	
4	三宅 章介	理事（市民活動部・危機管理部担当）兼市民活動部長兼文化スポーツ室長	
5	溝口 正博	理事（子育て・教育総合支援担当、福祉部・こども部担当）兼こども部長	
6	北川 博紀	理事（都市デザイン部・都市管理部担当）兼都市デザイン部長 農業委員会事務局長	
7	藏守 利彦	教育次長兼教育委員会事務局部長（教育政策総務課・施設給食課・寝屋川市学校給食センター担当）	
8	吉田 紀章	経営企画部長兼市長室長	
9	阪口 元昭	財務部長	
10	前田 憲司	総務部長	
11	林 竜也	危機管理部長	
12	大久保 匡之	市民サービス部長	
13	西川 明広	市民サービス部部長（市民生活・戸籍・住基・シティ・ステーション・医療助成・後期高齢者医療・国民健康保険担当）	
14	谷口 卓也	環境部長	
15	木場 富士夫	健康部長	
16	森近 省吾	健康部部長兼保健所長	
17	邑川 和之	福祉部長兼福祉事務所長	
18	竹本 明広	都市デザイン部部長（都市三課・都市四課担当）	
19	清山 昌俊	都市管理部長	
20	畑中 克仁	会計管理者	
21	妹尾 直人	上下水道事業管理者 職務代理者 上下水道局長	
22	坂田 さゆり	議会事務局長	
23	若林 勲	教育監（学務課・総合教育研修センター担当）兼総合教育研修センター所長	
24	山口 健司	教育監（教育指導課担当）	
25	中村 誠	教育委員会事務局部長（社会教育推進課・中央図書館担当）	

計 25 人

寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議名簿（令和８年度）

	氏 名	役 職 名	備 考
1	杉本 達也	副市長	委 員 長
2	田中 英年	副市長	副委員長
3	荒木 和美	教育長	
4	林 竜也	理事（危機管理部・総務部担当）兼危機管理部長	
5	三宅 章介	理事（市民活動部・健康部担当）兼市民活動部長兼文化スポーツ室長	
6	溝口 正博	理事（子育て・教育総合支援担当、福祉部・こども部担当）兼こども部長	
7	藏守 利彦	教育次長兼教育委員会事務局部長（教育政策総務課・施設給食課・寝屋川市学校給食センター担当）	
8	吉田 紀章	経営企画部長兼市長室長	
9	阪口 元昭	財務部長	
10	前田 憲司	総務部長	
11	大久保 匡之	市民サービス部長	
12	西川 明広	市民サービス部部長（市民生活・戸籍・住基・シティ・ステーション・医療助成・後期高齢者医療・国民健康保険担当）	
13	小澤 哲也	環境部長	
14	木場 富士夫	健康部長	
15	森近 省吾	健康部部長兼保健所長	
16	邑川 和之	福祉部長兼福祉事務所長	
17	岡本 智行	都市デザイン部長 農業委員会事務局長	
18	竹本 明広	都市デザイン部部長（都市三課・都市四課担当）	
19	清山 昌俊	都市管理部長	
20	畑中 克仁	会計管理者	
21	妹尾 直人	上下水道事業管理者 職務代理者 上下水道局長	
22	山口 浩	議会事務局長	
23	若林 勲	教育監（学務課・総合教育研修センター担当）兼総合教育研修センター所長	
24	山口 健司	教育監（教育指導課担当）	
25	中村 誠	教育委員会事務局部長（社会教育推進課・中央図書館担当） こども部部長（こども図書館図書関連業務担当）	

計 25 人

寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議開催状況

	日 程 ・ 場 所	会 議 内 容
第 1 回	令和 7 年 9 月 26 日（金） 議会棟 4 階 第一委員会室	○みんなのまち基本条例の検証について
第 2 回	令和 8 年 6 月 17 日（水） 議会棟 4 階 第一委員会室	○プロジェクト・チーム検証報告書の確認について
第 3 回	令和 8 年 7 月 9 日（木） 議会棟 4 階 第一委員会室	○検証会議検証報告書（案）の確認について